裁判員経験者の意見交換会議事要録

1 日時

平成30年11月7日(水)午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

静岡地方裁判所沼津支部裁判員候補者待機室兼会議室(刑事棟1階)

3 参加者

司会者 三 角 比 呂(静岡地方裁判所長)

裁判官 菱 田 泰 信(静岡地方裁判所沼津支部刑事部部総括判事)

検察官 布 村 希志子 (静岡地方検察庁沼津支部検事)

弁護士 田 上 悠(静岡県弁護士会沼津支部所属)

裁判員経験者1番 男性·40代·会社員

裁判員経験者2番 男性·60代·会社員

裁判員経験者3番 男性・60代・公務員

裁判員経験者4番 男性・80代・無職

裁判員経験者5番 女性·40代·会社員

裁判員経験者6番 男性·60代·無職

4 議事録

別紙のとおり

【司会者】

ただいまから、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は本日司会進行を務めさせていただきます静岡地方裁判所長の三角と申します。裁判員経験者の皆様方には大変お忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度施行から9年余りが経過いたしまして、これまでのところ、裁判員の皆様の御理解と御協力によって、裁判員制度はおおむね順調に運用されてきているというふうに思っております。ただ、なお改善すべき点が少なくないことも事実でございます。

本日は、裁判員制度をより良いものとするために、実際に裁判員裁判を御経験された皆様から率直な御意見をお伺いすると、こういう機会と捉えておりまして、裁判員制度改善のための参考とさせていただきたいと考えております。

それでは、早速ですが、意見交換会を始めさせていただきます。

初めに、今日御参加の裁判員経験者の方に自己紹介をしていただくのですが、お 名前ではなくて、担当した事件の罪名と自白・否認の別、審理期間を御紹介くださ い。

それでは、裁判員経験者の1番の方からお願いいたします。

【1番】

事件の罪名は、強盗殺人です。自白・否認の別は否認です。審理期間は30日です。よろしくお願いします。

【2番】

1番の方と同じ事件です。以上です。

【3番】

事件の罪名ですけれども、強盗致傷、それから銃砲刀剣類所持等取締法違反ということで、いわゆる刃物を持って押し入って、コンビニ強盗というような事件です。

自白・否認の別ですけども、否認なんですけれども、私の記憶ですとやっぱり、途 切れて記憶がないというような方だったと思っています。審理期間は5日間でござ います。以上です。よろしくお願いします。

【4番】

強制わいせつ致傷の裁判員裁判に出席をしておりまして、非常に有意義な時間を 過ごしたと思います。こういう強制わいせつ致傷事件というのは、世の中で許され るべきでない犯罪だと思いますので、しかるべき重い罪を加害者には負わせるべき だと思いました。以上です。

【司会者】

ありがとうございます。今の方は、罪名が強制わいせつ致傷・住居侵入・準強制 わいせつという事件で、自白・否認の別は認めるということでございました。

【4番】

はい。

【司会者】

では、5番の方、よろしくお願いいたします。

【5番】

5番も4番の方と同じ事件を担当させていただいておりますので、先ほど司会者 の方から御説明いただいた内容と同じでございます。よろしくお願いいたします。

【司会者】

審理期間は4日ということです。では、6番の方どうぞ。

【6番】

事件の罪名は、銃砲刀剣類所持等取締法違反、殺人未遂、殺人、非現住建造物等 放火です。自白・否認の別は、自白になっていました。審理期間は5日です。

【司会者】

ありがとうございました。このような裁判員裁判を御経験された方が本日御出席 でございますが、それでは早速皆様から御意見を伺ってまいります。 まずは、今、4番の方から御感想も出ておりましたが、改めて、裁判員裁判を御経験してみての全般的な感想を伺えればと思います。特に、経験をする前と後で、印象に違いがあったかどうかなどについても、お話をいただければありがたいと思います。

それでは、また1番の方からでよろしゅうございましょうか、よろしくお願いい たします。

【1番】

感想としては、参加した事件の審理期間が非常に長かったので、仕事の調整をするのが大変だったというのがあります。それでも、事前に審理日が何月何日と告知されたので、まあ予定の方が組みやすかったので、その辺は助かりました。やってみての感想ですけれども、非常に身近になったと思いますし、他の裁判員裁判のニュースとかも、比較的目に付くようになったと思います。

【2番】

1番の方と同じ裁判員裁判をやらせてもらったんですけれども、一番最初に何かこう、接するというか勉強というか、そういうものがあればいいなというのがちょっと感じたところがあります。それと、30日間という長い期間でしたので、会社の方に随分と負担を掛けたように私は思いますので、会社にとって何がしかのメリットがあればいいなと、ちょっと感じたところはありました。

【3番】

あんまり周りに裁判員を経験したという方はいなくて、自分が何でこれに選ばれるのかなって思ったりしながら行ってたんですけれども、あんまり法律の知識もないですし、まあ、1回やってみるとやっぱり印象は大分違いまして、やっぱり自分にも勉強になったと思います。それで、最近はインターネットでやっぱり沼津の裁判員で検索すると、最近の懸案の事件が出てたりしますんで、そういうのを見たりして、多少こう、関心があるというのはございます。やっぱりそういうのはありますので、やっぱり全体的に含めて、やってみた経験としては良かったのかなと思っ

ています。

私の場合、たまたま比較的、軽いと言ったら悪いんだけど、短い期間で裁判が終わったので、そんなに自分の職場についても異常はなくできたことが、それは良かったのかなと思っております。それからまた、割と重い事件ではなかったので、そういう証拠なんかも、まあ嫌な写真というか、あるかどうか分かりませんけども、それも見なくて済んだのかなというところは良かったのかなと、今思っています。

【司会者】

先ほどちょっとお話をいただきましたけども、改めて、全般的な御感想を伺えた らと思います。

【4番】

今回,私,強制わいせつ致傷罪の裁判員裁判に参加させてもらったんですが,今 回初めての経験で,自分の意見を述べる時間をいただいたのは非常にありがたいと 思っています。世の中には,今,テレビでもよく放映されているように,満員電車 の中でも痴漢だとか,短絡的な,何というか,自分の鬱積したものを処理するため に,痴漢とかわいせつ行為とかいうものはやってはいけないことだと思います。こ れが許されない世の中になるように、私は希望しております。

【5番】

私は、裁判員裁判という存在自体は知ってはいたんですけれども、具体的にどのようなものかということは、確かに、実際自分がなってみるまでは全く分からない状況ではあったんですけれども、今回、私も短い、4日間という審理期間ではあったんですけれども、参加させていただきまして、とても勉強になりましたし、会社の人とかから、「どんな状況だったの。」みたいなことで質問をされた場合でも、まあ、一度は経験した方がいいよということで、推進というわけではないんですけれども、お話をする機会が何度かありましたので、本当にたまたま今回自分のところに通知が来て、スタートしたところだったんですけれども、まずはやってみないと分からないといったところがありますので、広く国民の、今まで経験されてない方

は参加していただくといいかなという気がしました。

【6番】

私も5番の方と同じように、裁判員裁判というものが実際にこの沼津等で行われているのかどうか分からなかったんですが、自分のところに書類が届いて、「あっ、やってるんだな。」と思ったということと、まさか当たることはないだろうと思っていましたら、当たってしまいまして、まあ、当たってしまった以上、逃れる、断る理由がないというのもありまして、これを受けたわけなんですけども、受けてみて、ああ、一つの経験ということでは大変いいなと思いました。あと、その私の裁判の判決が出た後、その判決を聞いた後、本当にこれで良かったのかなあ、被害者のことを考えたら本当にこれで良かったのかなあと、3日間ぐらい、布団の中でこう、寝付く前に頭に浮かんできました。それだけ、こういう裁判というのは大変なんだなあということを感じました。

【司会者】

どうもありがとうございました。それでは、今度は少し具体的に審理の中身の方 に移ってまいりまして、そのときの状況についての御意見を伺えればと思います。

まず最初に、全体的な手続の流れが理解できたかどうかというところについて伺いたいと思います。

特に、手続では、手続の冒頭に検察官と弁護人それぞれが、この事件についてどのような主張をし、そして今後その立証をしていくかということを述べる部分、いわゆる冒頭陳述というものがあったというふうに思います。その後に、実際の証拠調べというものが行われ、書類の朗読ですとか実際の証人尋問、あるいは被告人尋問などがあり、そして、その証拠調べを終えた後、再び、それぞれ検察官、弁護人が、それぞれこの事件というのはこういうことである、そしてこういうような判断をしてほしいと意見を述べるという部分があったと思います。論告、弁論ですね。こういった手続の流れというものが理解できたかどうかについて、まず伺えればと思います。

【1番】

その手続の流れが理解できたかと言えば、まあ理解できたと思います。理由としては、検察官側も弁護人側も裁判員裁判官に資料を用意していただくんですけども、素人目にも非常に分かりやすい資料を作成していただいたというのが、まずあります。特に、検察側からの資料は、やってみて初めて、事件というのは検察官側が立証して初めて、事件として罪状が成り立つというのは、非常にいい勉強というか経験になったと思います。

【2番】

先ほども申し上げたと思うんですけれども、選任されてこう、ど素人なので、裁判の流れといいますか、それ自体、分からない方たちが選ばれていると思うんですが、せめてそこの流れといいますか、だけでも説明していただいて、まあ、私どももやり取りさせていただければ良かったかなと思います。以上です。

【3番】

私も今,2番の方と同じだった覚えがございまして,手続の流れは理解できたかという,今はできているんですけども,やっぱり最初行って,すぐ裁判が始まりますので,その流れというのが頭に入ってなくて,最初こう,どうしたらいいのかなというところがあったりしました。まあ,大体は分かってたんで,そんなに問題なかったんですけれども,まあできれば,そういう全体の流れを示していただければ良かったのかなというところは,あったかと感じました。

それから、立証とかですけど、なかなか事件の本質ももちろんある、大事なんですけれども、裁判官の方にも非常に言われたんですけど、やっぱりその人の、被告人のその背景というのがあって、生まれ、育ちとかというのが、まあそういうところもやっぱり、そういう情状酌量のところもあるんでしょうけども、出てきますんで、なかなか事件の本質に加えて、なかなかその人の生い立ちみたいなところ、そういうところが段々こう、何となく混乱してきてしまうところがあったんで、その辺は少しこう、整理が必要だなというふうには考えました。今はそんなところです。

【4番】

審理については、検察官、弁護人、それぞれの陳述、論告、弁論、非常に分かり やすかったと思います。流れとしては非常に良かったように私は感じました。だか ら、不明瞭な点はございませんでした。

【5番】

私も4番の方と同じなんですけれども、そもそも被告人の方がもう自白をしているというところからスタートしていましたので、流れについては、冒頭というか裁判をする前に御説明もいただいていたので、ある程度、こういう流れになっていくのねというか、そういうものが当日ではありましたけれども、理解できたかと思います。ですので、それほど混乱するということは、私の場合はございませんでした。

【6番】

私も初めてのことということ、また法律的にも詳しくないので、どんな形で進めていくのかというのは、最初は全く分かりませんでした。でも、こちらで、やり方等を教えてもらいまして、流れ的には分かってきました。問題ないかと思います。あと、その裁く中のものに関しては、本当に、自分がどちら側に立って考えてみたら一番いいのかとかいうところで、自分が一番悩んでいました。

【司会者】

ありがとうございます。今のお話の中にも出始めてはいるんですが、この次は、それぞれ検察官、弁護人の主張、あるいは立証というものが分かりやすかったかどうかと、こういう辺りについて伺っていきたいと思います。今、主張と立証を分けましたけれども、むしろ検察官、弁護人という形で分けてお伺いする方が分かりやすいかもしれませんので、まずは検察官の主張、そして、立証というものが分かりやすかったか。主張については、先ほどお話の中にも出てきているように、どういったことを立証するのかということが分かりやすく説明されていたかどうか。立証に関しては、その証拠というものがちゃんと分かりやすく示されていたかどうか、尋問なども分かりやすく行われていたかどうかという辺りについて伺えればと思う

んですが、今度は、6番の方からお願いしてよろしいですか。

【6番】

私の扱った事件は、被告人の自白ということもありましたので、証拠書類の朗読等、みんなも分かっていることです。はっきりと分かっていたので、そんなに大きな問題はなかったと思います。

【司会者】

検察官の主張, それから立証についても分かりやすかったと。

【6番】

はい。

それと, まあこんなに細かくやるんだなという印象がありました。

【司会者】

なるほど。非常に細かく行われていたという印象を受けたと、こういうことでご ざいますね。

【6番】

はい。

【5番】

私が参加させていただいた事件も、まあ検察官の方が、写真ですとか、あと地図とか、いろいろなものを見せていただきながら確認をしていくというような流れだったかと思うんですけれども、三つ合わせた事件であったということもありますので、それぞれの事件内容について、一つずつ、この場合は、この場合は、この場合はというような形で説明をしていただいておりましたので、とても分かりやすかったかと思います。

【4番】

被告人の主張と検察官の述べられたことに食い違いがなく、はっきりしていましたので、非常に分かりやすかった事象だと思います。

【3番】

私の場合は先ほどちょっと言いましたけど、コンビニ強盗でして、検察官の方からは、防犯カメラの画像ですとか、それから刃物の実物ですとかというものが証拠として出てくるので、そういうところはすごい分かりやすくて、ビジュアルで。で、説明なんかもまあモニターを使ってますので分かりやすかったなというところはございます。あと、弁護側の方としては、被告人の反省文みたいなものを提出されたりして、というのも分かりやすかったかなという感じはしましたので、比較的、全体的には理解しやすいシステムでなされたと感じました。

【司会者】

ありがとうございました。1番と2番の方は、先ほどのお話ですと、否認事件で大きな事件であったようなので、主張と立証はかなりいろいろと詳細に手続でも検討されたと思います。そこで検察官の主張とか、あるいは立証というものが分かりやすく行われていたかどうかについて、全般的な感想等、あるいは特にこういう点、気付いたところというのがありましたら、お話をいただければと思います。

経験者2番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

【2番】

司会者の方が言われたとおり、否認されて凶器もないという事件でしたので、随 分多くの資料をいただきまして、証人も随分来ていただいて、我々もメモを取るん ですけれども、なかなか書くことも多くて、まあその中で救われたのは、検察官の 方が、我々がメモを取り終わるまで次に進まなかったという点は、非常に助かりま した。後に、評議のときにそれが生きてきましたので、大変ありがたかったと思い ます。

【1番】

私も、今回担当した事件が強盗殺人で、否認ということで、非常に大変だったんですけども、先ほど申したとおり、検察官が作成してくれた資料が、膨大なんですけど非常に素人にも分かりやすく作成してくれたおかげで、非常に見やすく、理解はしやすかったです。ただし、審理というか処理する内容が非常に多かったので、

非常に勉強するのが大変だったというのは、印象に残っています。

【司会者】

今,1番と2番の方からいろいろとお話がございましたが,今度は,弁護人側の主張と立証については,お気付きの点,あるいは,分かりやすさの点はいかがだったでしょうか。この点についてもお伺いできればと思うんですが。1番の方からお聞きしてよろしいですか。

【1番】

まあ、私の個人的な心証なんですけども、被告人の言ってることは、あんまりちょっと、支離滅裂で理解できなかったのと、それに合わせた弁護側のその弁護もちょっと無理があるかなというのは、まあしょうがないんですけども、そういう心証を受けました。弁護側の作成した資料及び弁護については、非常に分かりやすく、理解できました。

【司会者】

資料自体の分かりやすさという点でお話しいただければと思いますが、主張とか 資料の内容が理解できたか、分かりやすかったかという観点でお話をいただければ と思いますが。

【2番】

弁護人の資料とかは、大変分かりやすかったと思います。内容は、言わない方が いいと思いますので、終わりたいと思います。

【司会者】

どういう点が分かりやすかったとか,こういう点はもう少し工夫をされるともっ と分かりやすかったのではないかとか,この点で何かお気付きの点はございますか。

【2番】

別にないと思います。

【司会者】

十分理解できたと。

【2番】

理解はできたんですけれども、内容を言わないと、言えないと思いますので、それはないでしょうということがありましたので。ただ、資料的には良かったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。他の方にも、弁護側の主張と立証で何かお気付きの点があれば聞かせていただきたいのですが。今までも、弁護士の関係の主張・立証についてのお話もあって、分かりやすかったというような御感想もありましたが、付け加えて何か、お気付きの点がありましたら、3番、4番、5番、6番と順番に伺いますので、少し付加することがあればお願いいたします。

【3番】

私の担当した事件の場合には、被告人の方がそもそもあまり、その日の記憶がないと言ってるんで、反論をするということもあまりなかったんで、どっちかというと、少しその心情的なところがあったんだなと思っていて、あまりちょっと強い印象は私はないんですけども、先ほどちょっと話をしてましたけども、被告人の、反省文ですとか、そういうのを読んだりというのがあったので、そういうところは、あと示談の成立ですとか、そういうところの証明というか明確にしてやっているところは良かったのかなと思いました。

【4番】

検察官の陳述は非常に正確で分かりやすかったので、弁護人の意見が、ちょっと もう少し突っ込んだ弁護をされても良かったんじゃないかなという感じがしました。

【5番】

特に私も、弁護人の方に関して何か印象に残っているかと言われると、それほど たくさんの記憶がないんですけれども、資料を見せていただいたときに、弁護人の 方の資料が一番シンプルなのかなって、それはただ私の感想なだけなんですけれど も、こういうものなんだなという印象を持ったという感じです。

【6番】

私の場合には、自白してて、証拠等もちゃんと立証されていたので、これといって思うことはなかったんですが、ただ、被害者と加害者の意見がもっと出てくるんじゃなかったのかなというような意見はありました。ほぼ、何か、私のやった事件はもう決まってて、どういうふうに刑を決めて判決を出すかだけのような感じに思いました。

【司会者】

それでは、今、審理について伺ってまいりましたが、続きまして、評議について移っていきたいと思います。評議の雰囲気、言いたいことが言えたかどうか、あるいは、議論が充実していたかどうか。評議時間の長さはどうであったか。この辺りについての御意見を頂戴できればと思います。それでは、6番の方からお願いいたします。

【6番】

時間的に十分あったと思います。そして、言いたいこともみんなそれぞれ言い合 えたかなと思っております。

【5番】

私が参加したグループは、皆さん、それぞれ言いたいことが、裁判官の方から、 うまく引き出していただくことができていたので、それぞれ言いたいことが言えた のかなというふうに思っています。一番最後のところで、被告人に対してどれぐら いの刑をというような話をするときにも、いろいろな事例などを交えながら、説明 などをしてもらった上で、議論ができたかと思いますので、とても私としては良か ったし、時間もそれほど長くは感じませんでした。

【4番】

全体の雰囲気は良かったと思います。被告人も自分の主張を十分言えたように, 僕は受け取りました。ですから,議論は充実していたというふうに思っております。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、3番の方、3番の方からは否認事件ということになりますので、事実認定も含めて、御意見、御感想があればお話しください。

【3番】

まず、雰囲気で言いたいことが言えたかというと、言えたと思います。最初はやっぱり知らない人なので、なかなか遠慮して発言が少ないんですけれども、だんだん誰かが発言し始めてくると、お互いにやっぱり意見が出てくるので、そういう意味では、十分な、言いたいことが言えたし、論議ができたかなと感じています。比較的充実した中身の話ができたかなとは感じております。時間ですけれども、前半の方の時間というのは、結構多いかなと思ってましたけど、最後の、正確ではないかもしれませんけれども、最終弁論というのが、最後の刑を決める段階というのは、ちょっと時間が短いかなって思いました。もうちょっとやっぱり考える時間とか、考え出す時間とかいうのがあれば、もうちょっと良かったかなという感じはしました。

【2番】

評議ですが、資料があまりにも多くて、我々、素人をよく裁判官の3名の方がよく補足していただいて、導いていただいたと思います。意見を、思っていることは十分に言えたと思いますので、ただ時間も十分いただいたので、その分良かったと思うんですけれども、ちょっと精神的とか、かなりの負担は大きかったと思います。

【1番】

評議時間の長さなんですけれども、長さ的には十分だったと思います。一番最初 に予定されていた予定表よりも結果的には短く終わりましたし、議論は十分なされ たと思います。私たちの事件は、逆に評議時間が長かったので、最後の方はかなり、もう皆さん、雰囲気もよく、親密になられたので、屈託のない意見が出たと思います。

【司会者】

ありがとうございました。それでは、評議については以上ということにいたしま

して、続きまして守秘義務について少しお話を伺えればと思います。皆さんは、先ほども若干、御配慮いただいたところもあったようですが、守秘義務については、いろいろと説明を受けて御理解をしていただけているかと思います。この守秘義務の必要性、あるいは守秘義務を負担に感じられているかどうか、こういった点についてお話を伺えればと思います。それでは、これは、今度は1番の方からよろしくお願いいたします。

【1番】

守秘義務の必要性はまああると思いますけれども、事前に裁判官の方から説明を受けまして、マスコミに報道されていることはしゃべってもいいよということは言われたので、それを最初に聞いたので、そう負担にはなりませんでした。あと、私たちが扱った事件は結果も重かったんですけれども、でもあんまりこう、私の周りだけかもしれないんですけれども、この裁判員裁判を経験して、そう根堀り葉堀り聞いてくる人はいないので、よっぽどワイドショーを賑わすような大きな事件でなければ、そこまで関心を持たれてないと思います。

【2番】

守秘義務はあって当然だと思いますし、事前に裁判長の方から、これは守秘義務 に当たりますということは説明を受けていましたので、その辺は良かったと思いま す。

【司会者】

御負担に感じられているかどうかに関してはいかがでしょうか。

【2番】

別に負担には感じないと思います。聞いてくる方もいらっしゃいませんし、聞いてきたところで、我々の説明をまた一からするということは大変なことでしたので、我々もしゃべりたくもないし、聞いてくる方もまた一から説明を受けるって面倒くさいと思いますので、それはなかったので、負担にはなりませんでした。

【3番】

守秘義務の必要性ですけれども、これについては、裁判所から来る文書ですとか、 当日の説明とかを含めて、ばっちり話がありまして、やっぱりそういうのは、守秘 義務は必要だなというのは感じてまして、やっぱりいろんな意味でどこに何が影響 するか分からないということがありますので、必要性は十分理解をしていますし、 必要だと思っています。負担ですけれども、自分はやっぱり裁判員というのは周り の人間は知っているので、さらっとこう聞かれるんですけど、あんまり突っ込んだ 話を聞かれているわけでもないですし、聞かれても概要みたいな、細かい話までい かないところで、さらっと話をして終わる感じでやってましたので、そんなに負担 があるかというとなかったというところが、私の感想です。

【4番】

4番です。守秘義務の必要性はあると思います。また、守秘義務を負担に感じるということはありませんでした。当然、裁判で聞いたこと、見たこと、その結果、そういうものは個人として守るべきだと思いますので、全然負担に感じることはありませんでした。

【5番】

今回,きちんと説明も受けておりましたので,守秘義務については,特に負担に 感じることもありませんでした。実際,社会生活を送っていれば,会社内のことで も守秘義務というのは日々感じているものなので,特にそれと区別することなく自 分でもしっくりきておりましたので,問題はなかったかと思います。

【6番】

守秘義務は絶対に必要だと思っております。それと、皆さんの話を聞いていますと、会社勤めの方がほとんどなんですが、会社を休んで出てくると、裁判員裁判に出ているというのは多分分かっているとは思うんですが、私は働いてなかったので、ただいなくなっちゃうと、何してるのという問い合わせ、周りからは言われて、そのときに出てるんだよと言っちゃうと、その後突っ込んでいろんなことを聞かれるんじゃないかと思って、終わるまでは一切言いませんでした。そういうところがち

よっと負担に感じたというところです。その後,裁判長の方からも,是非この裁判 員制度を皆さんに教えてもらいたいというようなことも言われたんですが,それを 言っちゃったら,今度,みんなから本当に何を質問されるか,自分がそこで守秘義 務を守れるのかという不安にもちょっとかられたところがありました。

【司会者】

どうもありがとうございました。私の方からお伺いしたいという内容は以上です。 それでは、続きまして、検察官、弁護士から順次お話をいただきたいと思いますが、 御質問の前に最初に御出席の弁護士、検察官、裁判官からも、自己紹介をしていた だきまして、続けて御質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【弁護士】

弁護士の田上と申します。これまで2件、裁判員裁判を経験したことがございます。2年に1回こうした機会を設けて、皆様方の率直な意見を聞けて、普段、我々、皆様方のアンケートで皆様方の評価を知るところなんですけれども、直接お話を聞けて、非常に後学になっていると思っています。

事前にこちらからお聞きしたいと思っていたことは、冒頭陳述や証拠調べや弁論といった、主張、立証の分かりやすかった点や分かりにくかった点についてだったので、先ほど裁判官の方から質問が幾つかありまして、よく分かりました。その中で、何点か少し個別にお話を聞かせていただければなと思っているんですね。5番の方にちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど弁護人の資料がシンプルだったというお話があったかと思うんですけれども、シンプルというのは、熱量が足りないというか、あるいはビジュアル的に1色でしか書かれてなかったとか、例えばそういうところで、若干違和感があったのか、その辺りを少し具体的に教えていただければなと思うんですが。

【5番】

違和感があったというわけではなくて、今、おっしゃられたとおり、ビジュアル 的に1色であったというのもありますし、他の検察側から出ていたものとかに比べ ると、比較的、箇条書きのような形で出されていた雰囲気を感じたので、シンプル なんだなという、ただ感想でございます。それが悪いというわけではなくて、初め て見たものだったので、こういうものなのかなと思っただけです。

【弁護士】

なるほど、分かりました。ありがとうございます。あと、1番と2番の方は、かなり大きな、長い事件を担当されたかと思うんですけれども、しかも否認事件ということで、出てくる証人の方等も非常に多かったと思います。私たち弁護人の法廷におけるやり方としては、検察官の請求された証人の言ってることが信用できるのか、できないのか。できないんじゃないかという形で弁護側から質問することがあります。できるだけ、弁護人というか、被告人にとって有利なことをその証人から引き出したいという意図を持って質問するものですから、その証人に質問の意図を悟らせないように質問することがあるかと思います。その証人にとって分からないように質問するということは、もしかしたら、その質問の仕方が裁判員の方にとって、弁護人は何を聞きたいんだろうという懸念を持たれる可能性もあるかなと懸念しているところであります。今回、経験されて、何か、弁護人の反対尋問、弁護人が証人に質問しているときに、ちょっと何を聞いてるのか分からないというようなことがあったのか、なかったのか。あったとすれば、例えばどういう場面であったのか、ちょっと教えていただければと思います。

【1番】

基本的に弁護人が被告人に質問されていることは、十分理解できました。被告人側の方の答えがちょっと何言ってるか分からないことが多々あったんですけども、 弁護人側の質問等は非常に分かりやすく、良かったと思います。

【2番】

質問については、良かったと思います。分かりやすかったですし。私が疑問に思ったのは言わない方がいいと思いますので。

【弁護士】

なるほど。1番の方は、被告人に対する質問ということだったんですけれども、 例えば専門的なお話をされる証人ですとか、そういった方に対する弁護側の質問と いうのは、意図は理解できましたでしょうか。

【1番】

難しいところもありました、確かに。それはもう弁護人側というよりも、立証されている方の方の質問も難しかったので、ちょっとそれを併せて難しかったところは何か所かありました。

【弁護士】

ありがとうございます。

【司会者】

それでは、検察官、自己紹介から、よろしくお願いします。

【検察官】

静岡地検沼津支部の検事の布村と申します。本日はこうしてわざわざ貴重な意見を聞かせてくださいましてありがとうございました。裁判のときには、裁判員の方が非常に真剣に耳を傾けてくださって、こちらとしても非常にやりがいがあるなというふうに感じております。改めて感謝いたします。

それでは、事件の内容に立ち入らない形での質問ということで考えさせていただいたのですが、検察官の立証というのがどの事件でも最初、冒頭陳述が終わった後にあるかと思います。いよいよ証拠の内容に入っていくということで、事件によって、長さは違いますが、弁護人の証拠調べよりも、検察官の証拠調べは長く掛かると思うのですが、その場合に集中力が切れてしまって、「あれっ、今さっき、何か検察官が読み上げていたけど、何て言ったんだっけ。」みたいな、そういうふうに審理についていけなくなるようなことはなかったであろうかと、いつもそこは気にしているところなのですが、そういうことがあったかなかったか、もしそういうことがあった、あるいはなりそうになったというようなことがありましたら、そういうことを防ぐためには、こういうふうにしたらいいんじゃないのというようなアドバイ

スがもしありましたら、お聞かせ願えればなというふうに思います。

6番の方から順番によろしいですか。

【6番】

いろんなこの中で専門用語が出すぎちゃうので、僕たちはそういうことに、普段 難しい言葉を使っていないので、証拠品の何番の何ページの何番とか、そういう言 い方で言われちゃうと、ピンとこなくなっちゃう。で、そういうところで見えなく なっちゃうというか、気が抜けちゃうようなことが多々ありました。もっと分かり やすいというのは、専門用語を使わなければ、もっと理解しやすく早く真剣になれ るのかもしれないかなと思いました。

【5番】

私が参加したものについては、特に自分が迷走するようなシーンはなく、割と分かりやすく、何番の何というようなお話であったとしても、何ページのというような形でちゃんと順を追ってお話しされていたかと思うので、大丈夫でした。そういうふうな形で、様子を見ながらお話しされれば、特に素人の私たちでも混乱はないのかなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

【4番】

検察官のいろいろ陳述された内容は非常に理路整然で分かりやすかったので、分かりにくいところはなかったと思います。それに対して、この被告人側の返事、それから弁護人、被告人の主張、弁護人の主張は少し具体的に、もっと深く突っ込んだ発言を被告人に対してしてもらった方が良かったんじゃないかと思っております。

【3番】

審理ですけれども、初めですので、比較的、事件全体を知ろうという意欲もありましたので、動画とか写真とか、画像を使って、モニターを使って説明していただけるところがあったりしたので、そんなについていけないとか、分かりにくいというところはなくて、先ほどの5番の方もお話をしていましたけれども、論理的に順を追って説明してくれたので、そんなに分からないところですとか、ついていけな

いところはなかったと私は感じました。

【検察官】

ありがとうございました。2番の方,何かありますか。

【2番】

資料がちょっと、余りにも多かったので、その場で理解できるかと言われたら、 理解はちょっと難しかったと思います。余りにも多すぎるという点で、先ほど申し 上げましたように、十分にメモを取らせていただいたので、後々の評議のときにそ れは役立ちましたので、十分に活用できたと思いますので、そういう点は良かった と思います。

【1番】

今,振り返ってみて、印象的だったのが、DNA鑑定の証拠と画像分析の証拠も 立証の説明があったんですけども、DNA説明の方は、素人の私たちでも非常に分 かりやすくて、よく理解できたと思いますけども、画像分析の方が、結局、1日間 いたんですけど、結局最後まで分からなかったところで終わってしまったところが ありました。

【検察官】

それはあれですかね,もうちょっと分かりやすい言葉で,専門用語が多かったりとか,そういうことを変えればもうちょっと違った感じですか。

【1番】

そうですね。説明された方が画像分析の教授か、学者の先生の方だったみたいで、 専門用語が多過ぎるのと、ちょっと余りにも普段の生活とはかけ離れた作りようだったので、1日というか時間を掛けても難しい分野でした。

【検察官】

分かりました。それと、先ほど2番の方が、検察官がメモを取るまで待ってくれ たのが良かったというふうなお話があったかなと思うんですけど、それは証人尋問 のときのことでしょうか。

【2番】

証人尋問もそうですけども、資料を持って説明していただくときも、資料の他に 我々はメモを取らせてもらうんですけども、それが終わるまで、ずっと待っていた だいたというのが、非常にありがたかったなと思います。

【検察官】

多分それはとてもいい検察官が担当したのではなかろうかと, ちょっと私も参考 にさせていただきます。

それと、ちょっと二つばかりの質問で、もしそういうのが該当があればということなんですが、検察官は基本的には二人で担当していたかなと思うんですけれども、客観的に自分たちのことが見れないので、何かこう、この人のはちょっとよく分からなかったわとか、この人の態度はちょっとどうなのかというふうに思いましたとか、何かこう、どうなのというふうなことがもしありましたら、忌憚なくおっしゃっていただければ勉強になると思います。分かりやすかったと非常にお褒めの言葉を今日はたくさんいただいているんですけれども、耳の痛いことも言っていただければなというふうに思うんですが、何かありましたら、遠慮なくと思うんですか。3番さんはないですか。

【3番】

特にないですね。

【4番】

今回,一番感じたのは検察官の報告といいますか,その内容は,理路整然と几帳 面にまとめられていることは非常に感心いたしました。

【検察官】

すみません,あともう一点だけ。調書の朗読というのが,検察官の証拠調べの中で出てくることがあったかなというふうに思うんですが,単に読んで聞かされているのは,右から左に流れてしまって印象に残らないとか,あるいは,メモするのがとても大変だとかいうようなこともあるかなというふうに思います。調書の朗読が

あった事案と、なかった事案とあるかなとは思うんですが、あった方で、調書の朗読については、ちょっと厳しかったとか、そうでもなかったというような意見がありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。6番の方、どうでしたでしょうか。

【6番】

調書は朗読してもらっている最中に、自分がその事件に深く入れるようになるということでは、やっぱりいいとは思います。

【裁判官】

今のところでですね、被害者が、直接出てきて、被害者の話を直接聞きたかったとか、あるいは被害者の御遺族の方の話を直接聞けなくて、調書を読んだり、直接聞いたりとかいろいろあったと思うんですけれども、直接お話を聞くのと、直接話の代わりに検察官や警察官が捜査段階でとった調書を朗読して代わりに読むという形になりますが、そういうのとどっちが分かりやすかったかというような観点で言うと、どんな感じでしたでしょうか。

【6番】

それはやっぱり審理, 当事者から聞いた方が, 感情が出てくるはずなんで, 朗読されちゃうと感情的なものというのが取れないんですよね。ですから, 直接聞いた方が, 私はいいとは思います。そこで変わってきちゃう可能性もありますよね, 自分の取り方が。

【司会者】

今の点については他の方で御意見のある方はいらっしゃいますか。今,裁判長からお話がありましたように、捜査段階で述べた話を記述した供述調書を朗読するときに、書面の朗読それ自体がなかなかつらかったというような御意見があるかどうか,もう一つは、先ほどの検察官の御質問もありましたし、裁判長からの質問で直接供述した人が出てきて、話をするというのと比較してどうでしょうかという、二つ質問があったと思うんですが、この点に関してお考え、御意見があれば、どなた

かお話をいただきたいと思います。特に、両方とも自分が担当した審理にあったという方については、比較していかがだったでしょうか。5番の方、比較して何かお気付きの点とかあるんじゃないですか。

【5番】

最初は確か検察官の方がお話をしていて、時々曖昧な、という言い方が合っているかどうか分からないんですけれども、実際、被告人の方からのお話というのもありつつ、そういう話を両方聞いたことにより、被告人はこういうふうに考えているんだというようなことも、私たちが感じることはできたので、ミックスがいいのかなという気はします。多分、最初にきちんと理路整然としてお話を聞く方が、最初は理解しやすいと思うので、その後、多少ずれがあるかもしれないんですけれども、本人からの言葉というのもその場であるといいかと思いました。

【司会者】

それでは、最後に、裁判官、検察官、弁護人に対して何か今日述べられたことに重ねてでも結構ですし、またそれ以外のことでも結構ですけれども、望むことというのがあればお話をいただきたいと思います。また、あわせて、これから裁判員になられる方へのメッセージがあれば伺いたいと思います。それでは、1番の方からお願いしてよろしいでしょうか。

【1番】

これから裁判員になられる方へのメッセージとして、私自身も一番最初にここの会場に説明会で来るときは、はっきり言って、非常に面倒くさいなと思いながら来まして、選ばれたときも面倒くさいなと、正直思いました。そのときちょっと印象にあったのが、私の隣の方だと思うんですけども、選ばれなくて何か非常にがっかりされているのが印象的でして、それを見て、選ばれたからには頑張らなきゃいけないなと思って、全うするように思いました。これからなられる方なんですけれども、説明会に、まず選ばれたら、必ず出席していただきたいなと思います。その後にまた裁判員に実際選ばれたら、本当に抽選なので、説明会まではまず選ばれた方

には必ず来ていただきたいと。なるべく若い方、仕事がすごい働き盛りの方に参加 していただければまたより良いものになると思います。

【2番】

30日間、ちょっと長かったので、自分自身が終わった後に、何というんですかね、もやもやしているということがありまして、もやもやしているんだけど、何でそうなっているのかということさえも分からないで過ごしてきたのは、1か月ほどそういう状態でした。それともう一つ、先ほど申し上げたように、長い間会社を空けたりしましたので、仕事的にも会社にも負担を随分掛けたと思いますので、その辺、裁判所の方で少し何かいい案があればと思うところはあります。以上です。

【3番】

一応、法曹三者に言うことということですが、ちょっと話は違うのかもしれませんけれども、だんだん高齢化が進んできて、うちの母親なんかも認知症なんですけども、そういう親族の殺人みたいなのがあったり、若しくは介護する相手を追いやって殺してくれという、嘱託殺人みたいなのがあるかもしれませんけども、そういうのは、あんまりね、裁判員裁判には向いていないかなと自分は思ったりしてますので、そういう裁判が裁判員の裁判になるかどうかは、ちょっとそれも分かりませんけれども、何かそういうものを、今後考えていただければいいのかなと思ったりしています。だんだんこう何ていうのかな、感情が入ってくるし、だんだんやっぱり正しい判断ができるのかなというところは、ふと最近思うところがあります。

それから、裁判員になる方へのメッセージということなんですけれども、先ほど、 1番、2番の方もおっしゃってましたけども、最初はやっぱり嫌だなあと思ってま したけど、始めてみるとやっぱり一生懸命やるし、面白くなってくるので、やっぱ り成長していただくというのが第一歩かなというところを伝えていきたいなと思い ます。どうしてもやっぱり仕事があったりすると面倒くさいなというところが正直 なところなんですけれども、あんまり負担にならない範囲でやっぱり協力はしてい きたいと思っていますし、そうしていただければと皆さんには伝えていただけると ありがたいかと思っております。

【4番】

これから裁判員になられる方、選ばれた方は、やはり私も今回初心者だったんですが、初めて選ばれる人が多いと思うので、自分でも知らない法律のことを勉強する心構えで参加されれば、いい判断ができるようになると思います。そういうふうにお願いしたいと思います。

【5番】

全くこの会の趣旨とは異なるんですけれども、たまたま自分が参加させていただいた時期が春頃であったということがあって、そのときに、すごくくだらない話なんですけれども、「名探偵コナン」という映画をやっていて、その題材の中で、今回、たまたま法曹三者が出てくる話であったんですね。その意味で法曹界がそれを推進して、コナンさんにお願いしますと言ってるわけではないとは思うんですけれども、そういう意味でとても、少しは身近に感じる方が増えたのかなと思いますし、私自身もたまたまその時期に参加していたので、この三つの人たちに自分は会ったよみたいな感じで、会ったというのもおかしな言い方なんですけれども、ある意味、身近に感じられたということがあります。

そういう意味で裁判員裁判というのは、とても、今までは自分は関係ないとは思っていたんですけれども、参加することによって、とても勉強になったことも多くありましたので、是非未経験の方にも参加していただけるようになるといいなと思います。運でもありますので、どうなるかは分からないんですけれども、積極的にこういう機会があれば参加していただくといいかと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【6番】

これから裁判員になられる方に、いろんな人がいると思うんですね。知識のある方、ない方、また感情がすごく出てくる方等がおられると思うんですけども、この裁判員制度というのは、結局、そういういろんな方の意見を出し合うのが目的じゃ

ないのかなと思っていましたので、どんどんこういう制度に参加していただきたい と思っております。ただ、私自身が判決が決まったときというのは、最終的には前 例というものを聞かされて、それになびいてしまうような自分がいたというのはあ って、もっと意見を強く言ったら、内容が変わってくるのかなという気持ちはあり ました。是非どんどん皆さん参加されたらいいと思います。

【司会者】

それでは、最後に裁判長から、今日の御感想を含めてお話を。

【裁判官】

裁判官の菱田です。今日は皆さん、貴重な御意見ありがとうございました。裁判員経験者の方からいろいろと意見を伺えるということで、今日はちょっと楽しみにしている部分と、私が担当した裁判でいろいろ批判されたりするところがあるんではないかなというところで、ちょっと戦々恐々というか、そういうところもありました。私が裁判長として担当した事件の皆さんのアンケートなどを書く際にも、今後の裁判員裁判をより良くするために、少しでも改善すべき点、気付いた点があったら、批判的な意見でも構わないのでというか、むしろ批判的な意見こそ多く書いてくださいということをお願いしていました。今日もできれば、なるべくもっと批判的な意見、皆さんもう少し、本音ではなかったのかなと思いながら、お聞きしていたんですけども、裁判所、あるいは検察官、弁護人、みんなでより良い裁判員裁判を作り上げていこう、まだまだ改善する余地がありますので、そういうところを考えながら、一つ一つの裁判を良くする、あるいは制度全体を良くする、あるいは社会全体に裁判員裁判を知ってもらう、そういうところをもっとやらなければいけないと思っております。今日の皆さんの意見を参考に、ますますそういうところをやっていかなければならないというふうに思います。

特に、今日気付いたのは、やはりちょっと広報活動が裁判所は少ないのかなと。 もう少し社会全体に裁判員裁判というものがどういうものなのかというのを知って もらう努力をしなきゃいけない。本当に皆さん、初めて参加するわけですが、初め て参加したときの不安感を少しでも減るような努力をもうちょっとしておかなきゃいけないのかなというふうに思いました。

あと、個別の裁判の運営では、裁判に参加される最初の段階で、裁判というものがどういうふうに進んでいくのか、皆さんにどういうふうに審理に携わってもらえば良いか、もう少し心を砕いて、審理の取っ掛かりの段階から、もう少し導入がうまく裁判に皆さんが入れるように、もう少しその辺の配慮が必要なのかなというふうに私自身は感じましたので、そういうところをもう少し何かできないか、考えながら、また裁判をやっていきたいと思っています。今日は本当にどうもありがとうございました。

【司会者】

ありがとうございました。それでは、本日は長時間にわたりまして、貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。本日いただいた皆様方の御意見を十分参考にさせていただいて、今後の裁判員裁判の運営に生かしてまいりたいと存じます。

以上をもって、意見交換会を終了したいと思います。本日は誠にありがとうございました。

以 上